

工事費負担金契約書

●●●（新電力名を記載）（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の発電設備を乙の電力系統に連系するための甲のアクセス送電線建設工事にかかわる工事費負担金（以下「負担金」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（系統連系申込みの内容）

第1条 平成〇年〇月〇日付け甲の系統連系申込みにおける受電地点にかかわる内容は次のとおりとする。

発電者の名称	※※※
託送供給の種類	種類を記載（振替供給、未定等）
発電場所	住所を記載
連系地点	住所を記載（「発電場所に同じ」の記載も可）
受電電圧	標準〇〇ボルト（例：「標準154,000ボルト」）
受電電力の最大値	〇〇〇〇キロワット
受電電力の最小値	0キロワット
連系希望日	平成〇〇年〇月〇日

（設備工事）

第2条 乙は設備工事として次の工事を施工する。

- ・アクセス送電線関係工事
- ・保護リレー関係工事
- ・給電情報関係工事
- ・取引用計器関係工事

例として記載。系統計画提出の「工事概要」を参考に、本契約に基づき実施する工事を記載。

（設備工事にかかわる負担金）

第3条 甲は、乙の託送供給約款に準じて、第2条の設備工事にかかわる負担金を負担するものとする。

（負担金の支払い）

第4条 甲は、第3条に基づき、第2条の本契約にかかわる工事として下記の金額を平成〇〇年〇月〇日までに乙に支払うものとする。なお、金融機関への振込手数料は甲の負担とする。

負担金 〇〇, 〇〇〇円（消費税等相当額〇, 〇〇〇円を含む）
支払先 乙が指定する金融機関

（工事竣工予定）

第5条 乙は第2条に定める設備工事について、負担金入金後すみやかに施工するものとし、竣工予定日の詳細については、設備工事の進捗状況に応じて、甲乙間で協議するものとする。

（負担金の精算）

第6条 第4条の甲の負担金は、第2条の工事竣工後、すみやかに乙の工事実績にもとづき精算するものとする。

（設備の所有）

第7条 この契約により施設した供給設備は、すべて乙の所有とする。

（技術要件）

第8条 甲は系統連系技術要件（託送供給約款別冊）および電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従うものとする。

（工事内容等の変更）

第9条 第4条の負担金入金後、物価または人件費等の著しい変動により、当初算定の工事費概算額に相当の変動が予想される場合は、甲、乙で協議のうえ負担金を変更することができるものとする。

2 第2条の設備工事の施工にあたり、やむをえない理由により乙の工事内容、工事竣工予定を変更せざるをえない場合は、甲、乙で協議のうえ契約内容を変更することができるものとする。

（工事の中止）

第10条 本契約締結後、第8条の内容を甲が満たしていないことが明らかとなった場合、乙は甲にその事由およびその事由を解消すべき期日を通知したうえで工事または工事に必要な準備を中断し、その再開について保留することができるものとする。

2 前項で明らかになった事由について、甲が必要な処置をとらない場合、乙は甲が第1条の申込みを取消したものとみなし、工事または工事に必要な準備を中止することができるものとする。

（その他）

第11条 乙が第2条の設備工事に着手した後、甲が系統連系申込みを取消し、またはその申込内容を変更したために乙に損害が生じた場合は、甲はその費用を全額負担するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、乙の託送供給約款の定めるところによるものとし、定めのないときは、甲、乙で協議のうえ定めるものとする。

以上、この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 甲の住所を記載
甲の会社名を記載
甲の契約者の役職、名義を記載 ○ ○ ○ ○

(乙) 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
電力ネットワーク本部 ネットワークサービスセンター所長 ○ ○ ○ ○